

平成20年度財務監査（11）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成20年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。併せて、同条第10項の規定に基づき監査委員意見を付する。

記

1 監査の概要

（1）監査の実施時期

平成21年1月15日から同月29日までの間において実日数9日間

（2）監査の方針

今回の監査は、平成20年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課および課の所管する施設における平成20年度等の財務に関する事務の執行が、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、予算の執行、契約、会計および財産管理等が適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

（3）監査の視点

各事務事業について、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、受託事業者や指定管理者への指導が適切に行われているか。また、仕様書に基づき、報告書や精算書の確認を十分行っているか。

イ 公園の遊具による事故防止のため具体的な対応が図られているか。

ウ 現金の管理は適正に行われているか。また、現金出納簿は会計事務の手引に沿って正しく記帳されているか。

（4）監査対象部課

ア 環境まちづくり事業本部 経営課

イ 環境まちづくり事業本部 環境清掃部

（ア） 環境政策課、環境保全課、清掃管理課、資源循環推進課

（イ） 練馬清掃事務所、練馬清掃事務所桜台分室、石神井清掃事務所、谷原清掃事業所

ウ 環境まちづくり事業本部 都市整備部

都市計画課、交通企画課、東部地域まちづくり課、西部地域まちづくり課、大江戸線延伸地域まちづくり課、住宅課、建築調整課、建築課、建築審査課

エ 環境まちづくり事業本部 土木部

(ア) 管理課、計画課、土支田中央区画整理課、特定道路課、工事課、交通安全課、公園緑地課

(イ) 第四土木出張所、南大泉材料置場、西部公園管理事務所、すずしろ公園、大泉橋戸公園、花とみどりの相談所、温室植物園、土支田農業公園

オ 選挙管理委員会事務局

2 監査の結果

適正に執行されていた。しかしながら、一部に不適切な事例が見られたので、改善するよう指摘した。

○工事請負契約に係る契約事務の適正化等について

土木部公園緑地課の公園維持工事（遊具修繕）5件および公園維持工事（遊具取替え）6件は、それぞれ簡易工事書により行われていた。

これらの工事について関係書類を確認したところ、遊具修繕工事は、工事場所を数箇所に分け同一業者に対して同日に発注され工期および検査日も5件とも同じ日であった。本件工事にあっては当該工事場所を数箇所に分ける合理的な理由は見出せず、当該工事を分けて契約する必要性は認められず、当該工事は一括して契約するべきものであった。

遊具取替え工事は、工事場所は異なるものの、同一業者に対して近接する1月以内に発注され、工事内容および予定価格は全て同じであり一括して契約するべきものであった。

これら2種類の工事案件のそれぞれの予定価格の総額は課長契約権限を超えており、区長契約とするべきものであった。

また、上記のほか、予定価格の総額は課長契約権限内であったが近接する2週間以内に同一公園内の時計を2回に分けて修繕した工事や工期に数日を要する工事について起工・発注から検査までを年度末の1日で事務上完了していた工事があった。

練馬区契約事務規則においては、限度額を定めて特定の者を受任者として契約の権限を委任し、受任者は、委任された限度額内において契約事務を担当するものとされている。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について改めて自覚を促すとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう取

り組まれたい。併せて、契約手続上の不備についても改められたい。

また、本件工事の対象は公園遊具という極めて高い安全性の確保が求められるものであり、その維持管理は年間を通じて計画的に行う必要があると考える。ついては、公園遊具に係る工事は、計画的に行われたい。

(土木部)

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

○今後のまちづくりの方向について

平成21年度練馬区一般会計予算は前年度比1.6%の増となっているが、主要一般財源である特別区税および特別区財政調整交付金については景気後退の影響により前年度比で約73億円、5.2%の減となった。今後、持続可能な自治体経営を進めていくためには、自立的な財政運営を行うことが求められ、財政力を高める努力が大きな課題である。

この課題に取り組むには都区財政調整制度による財源確保とは別に自主的な税収の確保への努力が必要であり、将来にわたり安定的な財政基盤を有する基礎的自治体を目指すうえでも、この取組は重要である。そして、その方策として地域経済の活性化があることは平成19年度行政監査結果報告において提言したところである。

現在、活性化策として商店街への支援や観光振興といったソフト面の施策が積極的に行われているが、それに加えてアニメをはじめとするソフト産業の誘致やまちづくり事業を通じた商店街活性化施策との連携などハード面の施策展開も必要である。

ついては、地域経済の活性化を視点として、産業振興部門と具体的な連携を取りながら、今後のまちづくりの方向について検討を深められたい。

また、このような視点からの取組など多様なまちづくり事業への対応には、それぞれの地域の特性に応じ、柔軟な、しかも弾力的な対応が必要となるので、都市整備公社の積極的な活用が求められる。

したがって、同公社におけるまちづくり事業に従事する人材の確保、育成など必要な措置について検討されたい。(都市整備部)